

三次市教育委員会告示第 2 2 号

三次市学校給食調理場整備計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年 1 0 月 7 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市学校給食調理場整備計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 安全・安心な学校給食を、将来にわたり児童生徒に提供し続けることを目的とした、(仮称)三次市学校給食共同調理場(以下「新学校給食調理場」という。)の整備計画を策定するため、三次市学校給食調理場整備計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 新学校給食調理場の規模に関する事項
- (2) 新学校給食調理場の建設予定候補地に関する事項
- (3) 新学校給食調理場のアレルギー対応に関する事項
- (4) 新学校給食調理場の食育に関する事項
- (5) 新学校給食調理場の多機能化等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 調理場関係者
- (5) 農業関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもの

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会が委員を任命し、又は委嘱した日から新学校給食調理場整備の検討が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月7日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初で開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。